［２］　善通寺市　債権管理課の歩み

平成 17 年 10 月　債権管理第二課を新設　（平成 25 年 4 月～債権管理課）
・目的…市税以外の滞納債権をまとめて徴収対策を行う
・人材…民間金融機関出身の専門者を主要メンバーに据える





・特色…市税外債権に関する滞納情報管理の一元化
具体的には以下の所管課と連携し、情報交換を図る
上水道使用料（令和２年度より県水道企業団に移行）
都市計画課
（下水道使用料、受益者負担金、特定環境保全公共下水道）
子ども課（保育所保育料）
建築住宅課（市営住宅使用料等）
税務課（介護保険料）
社会福祉課（生活保護費不正受給返還金）
教育総務課（スタディアフタースクール利用料、給食費）

・滞納債権回収対策
① 督促８段階手法の「督促マニュアル」に沿って督促状・催告書を発送
② 期限内未納者への滞納防止の「電話督促」の実施
③ 『支払督促申立・訴訟・差押・市営住宅明け渡し等の法的処置』の実行
④ 債権管理条例に基づき不納欠損処理

・実績…滞納残高は、約 6,400 万円から 約 740 万円 へと 約 5,660 万円 減少
（平成 28 年度から令和７年度まで　詳細は別グラフを参照）

※滞納債権回収対策の実施結果の内訳
・現年度滞納繰越額が①②の実行により、約 1,030 万円 減少
・過年度滞納残高額が③④の実行により、約 4,630 万円 減少

